

2025 年 3 月 26 日

吹田市長 後藤 圭二殿

吹田市関連職員労働組合
執行委員長 長谷川 文

2025 年吹田市関連職員労働組合統一要求書

2023 年 5 月コロナはV類に引き下げとなり、特別休暇の対象ではなくなりました。しかし、感染力は強く病気休暇が少ない会計年度任用職員は、感染することに大きな不安を感じながら、日々の業務にあたっています。

そんな中、食品や生活用品等何万種もの物品の値上げは、私たちの生活を直撃し生活困窮を招いています。会計年度任用職員に移行して 5 年、勤勉手当や給与改定等改善されましたが、物価高には追いつかず、退職者も減少することなく、募集に対しての応募も少なく人員不足を招いていることは明らかです。病気休暇の改善、報酬上限の撤廃など早急に改善することを強く求めます。

吹田市に働くすべての会計年度任用職員が雇い止めされることなく、吹田市で安心して健康に働き続けられるように下記の事項についての交渉を求めます。

1. 基本賃金・諸手当について

(1) 2025 年市労連春闘統一要求書に基づき基本賃金を大幅に引き上げること。

- ① 2017 年度に労使合意なしに一方的に報酬上限を条例化され、2018 年 4 月に報酬額を引下げられた旧・非常勤職員報酬を元に戻すこと。
- ② すべての職種で、初任給基準を改善し、経験に見合った加算制度（昇給）を構築すること。とくに、一律加算職種の加算（昇給）年限を大幅に改善すること。資格要件のある職種においては、週当たりの勤務時間が 20 時間未満であっても経験に見合った加算ができるようにすること。
- ③ すべての経験加算職種が一定の経験年数の後に、人数制限なしに主任に昇格する制度を確立すること。そのうえで、6 等級以上の報酬上限格付を大幅に改善すること。
- ④ 時給換算で 1500 円未満の会計年度任用職員をなくすよう、給料格付け（時給）を大幅に引き上げること。
- ⑤ 同種の職については初任給格付けに関して前歴を評価した格付けにすること。
- ⑥ 会計年度任用職員の賃金支払制度については原則として「月給制」とし、職責や経験を考慮した賃金体系とすること。
- ⑦ 職務の専門性に見合った格付けを行い、報酬上限を撤廃し、正規職員との格差をなくすこと。

(2) 吹田市に働くすべての非正規職員の産業別最低賃金を時間額 1500 円以上、月額 250,000 円以上にすること。

(3) 諸手当についても正規職員と同等に支給すること。

2. 退職金について

- (1) 退職金については、正職と同等の退職金制度とすること。パートタイムにも退職金制度が導入できるよう国に働きかけること。
- (2) 当面、特定退職金共済制度の改善を行い、制度の対象者を拡大すること。

3. 雇用形態の抜本的改善について

地方公務員法等の改正法施行にあたって、公務の運営においては任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とし、会計年度任用職員の働き方の実態に合わせて、任用の適正化と労働条件の改善を図ること。会計年度任用職員制度への移行に伴う残課題については、「不利益が生じることなく」、「労使協議を尽くし、労使合意で行う」という立場に立って解決すること。

- (1) 「アウトソーシング」などの、一方的な事業縮小・廃止により、1年以上の任用を継続している会計年度任用職員の一方的な「雇い止め」・解雇を行わず、継続任用を保障すること。また、退職勧奨を行わないこと。
- (2) 再度の任用が可能であることを、通知などで明示すること。
- (3) 自治体業務に恒常的に従事し、正規職員と同程度の時間労働をしている会計年度任用職員は正規職員とし、定数内化すること。
- (4) 恒常的な欠員を解消し、市の直接雇用での人員体制を確保すること。
- (5) パートタイム会計年度任用職員の業務内容や時間外勤務などの勤務の実態を把握し適正な勤務時間を設定すること。仕事の実態に合わせた勤務体制にすること。
 - ① 学童保育に責任者として主査を配置すること。また、運営指針に基づいた仕事ができるように学童保育の開設時間や恒常的に「超過勤務」として業務に従事している時間を勤務時間とすること。サービス残業や不払い労働をなくし、正規職員とフルタイム職員の配置すること。フルタイム勤務の職員を配置すること
 - ② 消費生活センターの業務の専門性に基づき、経験年数加算を導入すること。また、住民サービスを向上させるために、正規職員の常駐を検討すること。
 - ③ 児童館の開館準備、閉館後の作業を勤務時間とすること。また、災害時の3号配備の責任者として正規職員とフルタイム職員の配置を検討すること。
 - ④ 主任の人数制限をしている職種（図書館司書・児童厚生員）の制限を撤廃すること。
 - ⑤ 保育所でクラス担任をするなど、正規職員と同様の業務についているフルタイム会計年度任用職員については、経験を考慮した特別の選考などにより、希望する者は全員、正規職員への任用の適正化を図ること。
 - ⑥ 保育所パートの午前9時00分以前と午後5時00分以降の時給単価を引き上げること。
- (6) 病欠及び病気による長期療養、育児休業、介護休業による休職者に対する昇給延伸は、速やかに100%復元措置をはかること。
- (7) 会計年度任用職員の任用要件を臨時的・一時的な業務に限定し、労働契約法第十八条の規定にある有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換を公務職場にも適用する法改正を国に求めること。
- (8) パートタイム会計年度任用職員の社会保険について、希望者全員を加入対象とすること。また、手

続きの簡素化に努めること。併せて、扶養認定基準や非課税限度枠の拡大などを国など関係機関に働きかけること。

(9) パートタイム労働法・労働契約法の主旨を尊重し、自治体労働者をはじめ、公務職場にも適応するように政府・国会など関係機関に働きかけること。

(10) 吹田市においては自主的にILO「パートタイム条約」を早期批准し、関係法令を整備するよう政府・国会など関係機関に働きかけること。パート労働法を罰則付きで実効あるものに改正するとともに、自治体労働者をはじめ公務職場にも適用するように政府・国会など関係機関に働きかけること。

(11) 会計年度任用職員の賃金・労働条件については、「働き方改革実現会議」の「同一労働同一賃金ガイドライン案」をふまえて正規職員との不合理な待遇差をなくし、改善をすること。

4. 母性保護に関する制度の改善について

母性保護に関する制度を正規職員と同様に認めること。

(1) 育児休業・介護休業における正規・非正規の格差をなくすよう国に働きかけること。

(2) 「地方公務員育児休業法」が改正されたもとで、その改正趣旨を踏まえて、今年4月から直ちに対象となる子どもの年齢を小学校就学前までにすること。学童保育の送迎の時間を保障すること。

(3) 妊婦の妊娠初期からの軽作業への転換を保障すること。

(4) 産前・産後休暇、育児休業中は勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。

(5) 更年期障害対策を講じること。また、通院保障を行うこと。

5. 休暇制度の確立について

(1) 正規職員と同等の年次有給休暇制度を確立すること。

(2) 有給休暇の完全取得のために、当局責任で実効ある措置をとるとともに、完全取得が可能な人員配置を行うこと。年次休暇を最低限である5日さえも取得できない職場への人員配置をただちに行うこと。

(3) 病気休暇の抜本的な改善をはかること。

① 正規職員と同等の病気休暇制度を確立すること。

② 勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。

③ 新型コロナ・インフルエンザに感染した場合の特別休暇を創設すること。

(4) 特別休暇について正規職員との格差をなくすこと。

① 長期在職休暇を創設すること。

② 通勤途上の危険回避休暇を有給化し対象を拡大すること。

③ 妊産婦通院休暇、通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、ドナー休暇を有給化すること。

6. 福利厚生と健康について

(1) 全ての福利厚生事業を適用対象とすること。

(2) 人間ドック・脳ドックを個人負担なしで受診できるようにすること。

(3) 業務が原因と考えられる罹災者については、リハビリ勤務等、正規職員と同等の保障を行うこと。

(4) 図書館の「化学物質過敏症」を発症した職員に、労災保険に代わる保障をすること。

また、休業により昇給延伸や、一時金減額などの不利益を解消すること。

(5) 被服や備品、職場環境などに関わる各支部要求に誠実に応えること。

7. その他について

(1) 賃金支払い方法及びチェックオフを正規職員と同様に行うこと。

(2) 関連労組の事務所を貸与すること。